

(証券コード5034)

2023年9月13日

(電子提供措置の開始日2023年9月7日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階
株 式 会 社 u n e r r y
代表取締役社長 内 山 英 俊

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第8期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.unerry.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名 (unerry) 又は証券コード (5034) を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年9月28日(木曜日)午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月29日（金曜日）午後1時
2. 場 所 東京都港区西新橋一丁目6番15号 NS虎ノ門ビル
（日本酒造虎ノ門ビル）AP虎ノ門 11階 ルームB
3. 目的事項
報告事項 第8期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の持続的成長と資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないため、業績に与える影響はなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

1. 減資の要領

(1) 減少すべき資本金の額

2023年8月31日現在の資本金の額244,042,800円のうち、234,042,800円を減少させ、10,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 減資の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額234,042,800円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

2. 減資の日程（予定）

- ① 債権者異議申述公告日 2023年10月1日
- ② 債権者異議申述最終期日 2023年10月31日
- ③ 減資の効力発生日 2023年11月1日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の再任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	うちやま ひでとし 内山 英俊 (1976年3月17日生)	<p>2000年7月 プライスウォーターハウスクーパース コンサルタント(株) (現 日本アイ・ビー・ エム(株)) 入社</p> <p>2002年8月 A.T. カーニー(株) 入社</p> <p>2005年9月 (株)サイバード 入社 公式モバイルコンテンツ事業部部長</p> <p>2008年4月 ANALOG TWELVE(株) 共同創業 取 締役</p> <p>2015年8月 当社設立 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2019年9月 当社 執行役員CEO (現任)</p> <p>2020年2月 一般社団法人LBMA Japan 理事 (現 任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般社団法人LBMA Japan 理事</p>	1,216,000株
2	すずき しげじろう 鈴木 茂二郎 (1975年3月20日生)	<p>1999年5月 アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア(株)) 入社</p> <p>2003年11月 (株)エヌリンクス 入社</p> <p>2006年6月 同社 取締役</p> <p>2018年9月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2019年9月 当社 執行役員COO (現任)</p> <p>2022年9月 当社 副社長 (現任)</p>	164,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	さいとう やすし 斎藤 泰志 (1972年2月4日生)	2004年9月 ネクステック(株) (現 (株)経営共創基盤) 取締役CFO 2009年4月 同社 代表取締役社長 2012年11月 (株)経営共創基盤 ネクステックカンパニー (現 ものづく り戦略カンパニー) カンパニー長 2015年6月 (株)アルメディアオ 社外取締役 2015年10月 (株)経営共創基盤 IGPI カンパニー プリンシパル 2016年10月 (株)ファーストロジック 取締役経営管理部長 2017年10月 (株)経営共創基盤 IGPI カンパニー シニアエキスパート エンゼルプレイングカード(株) (現 エン ゼルグループ(株)) 執行役員 管理本部副本部長 2019年9月 当社 取締役 執行役員CFO 経営企 画部長 (現任)	一株
4	うちやま まきこ 内山 麻紀子 (1977年11月14日生)	2000年7月 プライスウォーターハウスクーパースコ ンサルタント(株) (現 日本アイ・ビー・ エム(株)) 入社 2006年2月 (株)シンク 入社 2009年6月 (株)サニーサイドアップ 入社 2016年8月 当社入社 経営企画部長 2019年9月 当社 取締役 執行役員CMO マーケ ティング部長 (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<p style="text-align: center;">やそかわ ゆうすけ 八十川 祐輔 (1965年10月22日生)</p>	<p>1989年 4月 日本電信電話(株) 入社 1999年 1月 (株)ボストン・コンサルティング・グルー プ 入社 2007年 6月 スパークス証券(株) 代表取締役社長 2011年 5月 (株)オオゼキ 代表取締役社長 2015年 8月 (株)ワイノット 設立 代表取締役社長 (現任) 2015年12月 加藤産業(株) 社外取締役 (現任) 2018年 9月 当社 社外取締役 (現任) 2019年 2月 MYCARE Hawaii Inc. CEO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)ワイノット 代表取締役社長 加藤産業(株) 社外取締役 MYCARE Hawaii Inc. CEO</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 八十川祐輔氏は略歴に記載の通り、長年培われた経営コン サルティング及び経営者の経験を有しており、2018 年9月に当社社外取締役に就任いただいた後、当社の取 締役に会において当社の企業価値向上に向けた意見をいた だいております。今後も引き続き当社の経営について幅 広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を 果たしていただくことが期待できるものと判断したこと から、社外取締役候補者として選任をお願いするもので あります。</p>	一株

- (注) 1. 取締役候補者内山英俊氏は当社の経営を支配している者であります。
2. 各取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
3. 八十川祐輔氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、八十川祐輔氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該

保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和やインバウンド需要の拡大により景気は緩やかに持ち直しました。一方、世界的な金融引き締めや不安定な世界情勢に加え、米国の銀行破綻を契機とした金融市場の混乱など不透明な状況が続いております。しかし、人々や企業のデジタル化やモバイルシフトは引き続き高まっており、人流データの重要性は益々強まっています。

このような経営環境の中、当社はミッションである「心地よい未来を、データとつくる。」の実現に向け、リアル行動ビッグデータの収集体制の拡充や解析精度の向上、サービス開発の推進など、リアル行動データプラットフォーム「Beacon Bank®」の基盤及び利活用の強化に注力してまいりました。

2022年7月、当社は小売・食品メーカーに向けたリテールメディアプラットフォームを共同で推進する目的で、三菱食品株式会社と業務提携いたしました。三菱食品株式会社が有する小売業・メーカーとの取引で得られる年間約12億件のデータと当社が保有する月間300億件超の人流ビッグデータを掛け合わせることで、生活者の行動・購買や価値観の変化を捉え、店外と店内、リアルとデジタルを横断し最適な情報を届けることができるリテールメディアプラットフォームを共同で推進してまいりました。

また、全国4.5万店舗を分析できるツールである「ショッパーみえ〜る」をフルリニューアルいたしました。今回のリニューアルでは実際に施策を手掛ける小売事業者の方がデータを手軽に分析できるよう、従来のベースであったBIツールを改善し、一般的なWEBサイトの店舗検索のように直感的に操作できるようになり、かつワンクリックで分析・可視化ができるようになりました。

新サービスとしては、アプリメディアが保有する広告配信データと当社の持つ約1.5億IDの人流ビッグデータを重ね合わせることで広告接触者がリアル店舗へ来訪したかの判定を可能とする「Beacon Bank 来店計測」の提供を開始いたしました。高精度なオフラインコンバージョンの検証により、広告主企業様の広告戦略の成功に貢献すると同時にアプリメディア企業様の広告価値向上に寄与してまいります。

海外展開の一環としては、米国・カナダにおいて人流ビッグデータを活用した分析やダッシュボードサービスの提供等を行うスタートアップ企業であるGroundLevel Insights Inc.

への投資をおこないました。また、タイ王国においても人流ビッグデータの分析・可視化サービスの提供を行う「Beacon Bank®」事業の展開を開始しております。

以上の取組みの結果、当事業年度の業績は、売上高2,076,737千円(前年同期比43.6%増)、営業利益35,158千円(前年同期比53.1%減)、経常利益34,918千円(前年同期比51.3%減)、当期純利益9,358千円(前年同期比93.5%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2022年7月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式上場し、一般募集（ブックビルディング方式による募集）及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当による自己株式の処分により、総額249,346千円の資金調達を行いました。

(4) 当社が対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下の通りです。

① 安定的売上の確保

安定的な収益基盤を確立するため、リアル行動分析・可視化ツールをSaaSとして導入する企業を拡大し、そこから出てきた顧客課題を積極的に提案することで、行動変容サービス及びOne to Oneサービスをクロスセルし、顧客に継続的にサービスを利用していただくことが重要であります。当社では、継続的に取引いただいている顧客について、4四半期以上連続で取引のある顧客企業、及び直近3ヶ月以上連続で取引のある新規顧客企業を「リカーリング顧客」と定義しており、このリカーリング顧客の数を積み上げていくとともに、クロスセルの推進により売上高に占めるリカーリング顧客の売上比率を90%程度に保つことで、安定的売上进行を確保してまいります。

② 新規事業の展開

「心地よい未来を、データとつくる。」というミッションの下、事業規模拡大と収益多様化を図るため、新規事業にも積極的な投資を行ってまいります。リテールDX事業に加えて、リテールメディア・スマートシティ事業・グローバル事業の各事業領域を拡大させることで、新規顧客の獲得とともに新たな収益源の確保を図ります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社は、今後の事業拡大や継続的な成長を目指す上で、優秀な人材の確保と育成が必

要不可欠であると考えております。特に社員の半数以上を占めるデータ関連人材については当社の競合優位性を支える中核的な人材と捉えており、社内教育制度を充実させながら、スキル向上にも取り組んでおります。そのため、引き続き積極的な採用活動や社外ネットワークの強化を行うとともに、働きやすい環境の整備や育成機会の拡充など人材に対する投資を行ってまいります。また、新規株式上市によって信用力や知名度を向上させることで国内外より優秀な人材を確保してまいります。

④ 内部管理体制の強化

a コーポレート・ガバナンスの強化

株主を含めたステークホルダーとの良好な関係の構築のためには、社会的信用を維持・向上させていく必要があると認識しております。取引先をはじめとした社外関係者との良好な取引関係を維持していくには、当社も社会的信用を維持していく必要があります。また、世間に広く有効なビッグデータを提供していく社会的責任を果たす必要があると認識しております。

そのため、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、内部管理体制及び人員増を含めた管理部門の強化を推進してまいります。また、内部監査人と監査役との連携強化等の施策により業務執行の適法性・妥当性を監視する機能を強化し、財務報告に係るリスクを最小化して、経営の健全化に努めてまいります。

b 経営管理体制

当社が事業を継続的に拡大する上で、経営管理体制の強化は重要な課題と認識しております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針です。

⑤ 資金調達・財務基盤の強化

人材の採用・育成及びその他事業活動に多額の資金が必要となってまいります。これらの資金を外部から調達する必要があり、中長期的な視点から、財務基盤の強化のためにも、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資等を通して、事業の運営、プロダクトの開発に必要な資金調達の多様化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第5期	第6期	第7期	第8期 (当期)
		2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期	2023年6月期
売上高	(千円)	577,264	783,018	1,446,325	2,076,737
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	△98,167	△162,882	143,528	9,358
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	(円)	△37.60	△58.89	45.96	2.69
総資産	(千円)	298,397	945,827	1,203,791	1,510,548
純資産	(千円)	199,307	659,125	820,843	1,097,092

- (注) 1. 2020年2月11日付で普通株式1株につき10株、2022年5月22日付で普通株式1株につき40株の株式分割を実施しております。当該株式分割が2020年6月期の期首に実施されたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) を算定しております。
2. 2022年6月期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、2022年6月期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容、主要な営業所等

当社は、あらゆるリアル行動をデータ化し、AIで意味付けすることで、顧客体験をアップデートするD X (デジタルトランスフォーメーション) サービスの提供を主たる事業内容としております。

当社の営業所は、東京都港区に所在する本社のみであります。

(7) 従業員の状況 (2023年6月30日現在)

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
59名	20名増	35.1歳	2.0年

(8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 (千円)
株式会社日本政策金融公庫	100,000
株式会社みずほ銀行	4,993

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

- ① 当社は、2022年7月28日をもって東京証券取引所グロース市場に上場しました。
- ② 当社は、2023年8月14日開催の取締役会において、三菱食品株式会社との資本業務提携契約締結を行うことを決議し、同日付で契約を締結しました。内容の詳細につきましては、計算書類の個別注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2023年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数
普通株式 14,000,000株
- ② 発行済株式の総数
普通株式 3,564,200株 (自己株式40,539株を含む)
- ③ 株主数
普通株式 1,407名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率 (%)
	普通株式	
内山 英俊	1,216,000	34.5
株式会社UC AIR	528,000	15.0
三菱商事株式会社	303,200	8.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	184,600	5.2
鈴木 茂二郎	164,000	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	109,500	3.1
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	100,000	2.8
株式会社電通グループ	80,000	2.3
PERSHINGSECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT (常任代理人 シティバンク エヌ・エイ東京 支店)	73,700	2.1
セントラル短資株式会社	30,900	0.9

(注) 持株比率は自己株式 (40,539株) を控除して計算しております。

(2) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第6回新株予約権
新株予約権の数	500個
保有人数	取締役1名
目的となる株式の種類及び数	普通株式20,000株（注）
新株予約権1個あたりの行使価額	20,100円
新株予約権の行使期間	2022年4月15日～2030年4月14日
新株予約権の行使条件	原則、行使時において当社グループの役員又は従業員であること

(注) 2022年5月22日に普通株式1株を40株とする株式分割を行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況 (2023年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	内山 英俊	執行役員CEO 一般社団法人LBMA Japan 理事
取締役副社長	鈴木 茂二郎	執行役員COO Beacon Bank事業部長
取締役	斎藤 泰志	執行役員CFO 経営企画部長
取締役	内山 麻紀子	執行役員CMO マーケティング部長
取締役	八十川 祐輔	株式会社ワイノット 代表取締役社長 加藤産業株式会社 社外取締役 MYCARE Hawaii Inc. CEO
常勤監査役	神成 敦	協立情報通信株式会社 社外監査役
監査役	前川 研吾	RSM汐留パートナーズ株式会社 代表取締役社長 RSM汐留パートナーズ税理士法人 代表社員
監査役	渡邊 涼介	光和総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役八十川祐輔氏は、社外取締役であります。
2. 監査役神成敦氏、前川研吾氏及び渡邊涼介氏は、社外監査役であります。
3. 監査役前川研吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役渡邊涼介氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と社外取締役及び社外監査役との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反は生ずるおそれがないことから独立役員として選任しております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年6月30日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）は次のとおりであります。

氏 名	担 当
伊藤 清香	執行役員CTO 技術部長
今泉 ライアン 幸男	執行役員CSO

7. 当事業年度中における取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
鈴木 茂二郎	取締役副社長	取締役	2022年9月29日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と八十川祐輔、神成敦、前川研吾及び渡邊涼介各氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反に係る損害賠償請求など一定の事由に対しては、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で決定された総額限度内において、指名報酬委員会が決定し、取締役会で決議しております。指名報酬委員会は、過半数の委員を独立社外取締役・独立社外監査役で構成する取締役会の任意の諮問委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの透明性や公正性を確保できることから、取締役の選任、報酬等における在り方を審議し、取締役会に対して答申しております。同委員会は、八十川祐輔氏（委員長、独立社外取締役）、内山英俊氏（代表取締役社長執行役員CEO）、前川研吾氏（独立社外監査役）の3名で構成されております。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で決定された

総額限度内において監査役会が決定しており、各監査役については監査役全員の同意により決定されております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	74,572千円 (3,112千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9,600千円 (9,600千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (4名)	84,172千円 (12,712千円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2020年9月29日開催の定時株主総会において、年額9千万円以内(ただし、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役1名)となります。
2. 監査役の報酬額は、2020年9月29日開催の定時株主総会において、年額1千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名となります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役八十川祐輔氏は、株式会社ワイノットの代表取締役社長、加藤産業株式会社の社外取締役及びMYCARE Hawaii Inc.のCEOであります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役神成敦氏は、協立情報通信株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役前川研吾氏は、RSM汐留パートナーズ株式会社の代表取締役社長及びRSM汐留パートナーズ税理士法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外監査役渡邊涼介氏は、光和総合法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	八十川 祐輔	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
社外監査役	神成 敦	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会15回に出席し、豊富な監査業務経験に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	前川 研吾	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	渡邊 涼介	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,900千円
②当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	28,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について相当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・算定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務について対価を払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき同監査役会が会計監査人を解任いたします。その場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、定款や法令諸規則への適合性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務執行の監督を行い、監査役は、取締役及び執行役員の職務執行の監査を行う。
- ② 取締役会は、職務執行に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い業務を執行する。
- ③ コンプライアンスに関する研修会を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ④ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役の命を受けた内部監査人が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査人は必要に応じて監査法人や、監査役と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ⑤ 内部通報制度を設け、法令違反やコンプライアンス違反、それら疑義のある行為等について、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る重要な情報については、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、法令及び諸規程に基づき、適正に保存及び管理を行う。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書又は電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会において、当社が直面する可能性があるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備するものとする。
- ② 取締役会は、リスク管理委員会を通じて、損失の危機の管理に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い、損失の危機の管理を行う。
- ③ 識別したリスクについて、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はリスク管理委員会が行い、個別のリスクは各部門が対応する。

- ④ 各部門のリスク管理状況については、内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合、リスク管理委員会は、必要に応じて外部専門機関と連携して迅速かつ確かな対応を行い、損失の拡大を防止する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役会は、法令及び「取締役会規程」で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための諸規程を整備し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、各部門に権限を委譲することで、事業運営の迅速化、効率化を図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、会社は監査役会と協議の上その人選を行うものとする。
- ② 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、執行役員、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従うよう周知徹底を行うものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、文書を開覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を監査役に報告し、監査役の情報収集、情報交換が適切に行えるよう協力するものとする。

- ③ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項等の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。
- ④ 当社は、監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを当社の規程において明記し、周知徹底させる。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に又は適時に意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとする。
- ② 監査役は、内部監査人と定期的に又は適時に情報交換を行い、相互に連携し、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。また、会計監査人に会計監査の状況の説明を受ける等必要な連携を行い、監査役監査の実効性の向上を図るものとする。
- ③ 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。

(8) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 当社は、「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役・取締役会

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されており、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定、並びに職務執行の監視・監督を行っております。

(2) 監査役・監査役会

監査役会は、常勤監査役1名を含む監査役3名(3名すべて社外監査役)で構成されており、定例監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、各監査役の権限の行使を妨げないことを前提として、監査の方針、業務及び財産状況の調査方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定いたします。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を自覚し、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じます。監査役は、自らの職務執行の状況を監査役会に定期かつ随時に報告し、監査役会は、報告に対する措置等について協議を行います。

なお、監査役は内部監査人及び会計監査人と必要に応じて随時緊密な連携をとると同時に、定期的な会合を開催し、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(3) 内部監査

当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役が2部署より任命した内部監査担当者3名が、自己監査とならないよう分担して監査を行っております。内部監査人は、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画(年度計画)に基づき、当社の業務全般について内部監査を行っております。また、監査の内容については、監査役及び会計監査人への報告を行うことで、情報の共有を図り、監査の実効性を高めております。

(4) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。また、会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会、内部監査人と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

(5) 指名報酬委員会の設置

当社では、2022年9月以降、取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、取締役候補者の選任及び取締役の報酬等の決定過程において、手続の客観性、透明性及び公平性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能のさらなる充実を図ることを目的として設置されました。

取締役候補者の選任については、取締役のスキルの検討のほか、取締役候補者の選任方針や個別の候補者案の検討等、当社の経営戦略に照らして必要な人材の選出のための検討を進めております。また、報酬等については、報酬体系の構築や報酬等の決定方針の策定、及び個人別報酬額等を審議対象としており、業績との連動性を確保しつつ、成果が反映される報酬体系の構築を検討しております。これらを通じて、決定過程の透明性や公平性を確保し、企業価値の持続的な向上に資するような制度づくりを目指しております。

取締役会は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役候補者や取締役の報酬等について最終決定することとなっております。

指名報酬委員会の委員は、八十川祐輔氏（委員長、独立社外取締役）、内山英俊氏（代表取締役社長執行役員CEO）、前川研吾氏（独立社外監査役）であり、過半数の独立社外取締役・社外監査役により構成されております。また、決定過程の客観性・透明性をより高めるため、委員長には独立社外取締役を任命しております。

(6) 経営会議

経営会議は、毎月1回取締役会後に開催しており、取締役会の出席者及び執行役員にて構成されております。本会議は社長の諮問機関と位置付け、重要なテーマについて意見交換を行っております。

(7) リスク管理委員会

当社は、リスク管理の検討、審議等を行うためリスク管理委員会を設置しております。当委員会は、代表取締役及び、各部門におけるリスク管理責任者である各部門長で構成されており、経営企画部長が委員長を務めております。リスク管理委員会は毎年度定期的に2回開催するほか、必要に応じて開催することとしており、その活動状況については取締役会に報告しております。

(8) **コンプライアンス委員会**

当社は、コンプライアンスを経営の基本とし、法令違反に関する情報を分析し、必要事項について改善を図るため、毎年度定期的に2回、コンプライアンス委員会を開催しております。当委員会は、代表取締役及び、各部門長で構成されており、経営企画部長が委員長を務めております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を経営上の重要な課題と認識しておりますが、未だ成長過程にあり、事業基盤の整備を優先し、事業の継続的な拡大を行うことが株主価値の最大化に資するとの考えにより、その原資となる資金の確保を優先する方針であります。

内部留保資金については事業拡大に向けて人材などに資金を投じることで、さらなる業績成長及び利益の獲得を当面の優先事項としております。一方で、事業基盤の整備状況や業績並びに財政状態等を総合的に勘案し、利益還元の時期を検討していく方針であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に定めがある場合を除き、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当事業年度につきましては、当期純利益を計上いたしました。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,415,997	流動負債	413,455
現金及び預金	1,127,256	買掛金	215,795
売掛金及び契約資産	252,394	1年内返済予定の長期借入金	104,993
仕掛品	24,089	未払金	24,441
貯蔵品	43	未払費用	7,912
前払費用	11,597	未払法人税等	528
その他	4,741	契約負債	21,349
貸倒引当金	△4,125	その他	38,434
固定資産	94,550	負債合計	413,455
無形固定資産	32	(純資産の部)	
特許権	32	株主資本	1,094,186
投資その他の資産	94,517	資本金	18,484
繰延税金資産	46,477	資本剰余金	925,168
敷金及び保証金	4,543	資本準備金	8,441
その他	43,497	その他資本剰余金	916,727
		利益剰余金	152,886
		その他利益剰余金	152,886
		繰越利益剰余金	152,886
		自己株式	△2,352
		新株予約権	2,905
		純資産合計	1,097,092
資産合計	1,510,548	負債及び純資産合計	1,510,548

損益計算書

(自2022年7月1日)
(至2023年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,076,737
売上原価	1,373,982
売上総利益	702,755
販売費及び一般管理費	667,597
営業利益	35,158
営業外収益	
受取利息	9
為替差益	3,347
ポイント還元収入	470
助成金収入	209
雑収入	820
雑収入	4,858
営業外費用	
支払利息	209
上場関連費用	4,888
雑損失	0
雑損失	5,098
経常利益	34,918
税引前当期純利益	34,918
法人税、住民税及び事業税	530
法人税等調整額	25,029
当期純利益	9,358

株主資本等変動計算書

(自2022年7月1日)
(至2023年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	—	587,734	587,734
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	8,484	8,441		8,441
資本金から剰余金への振替	△90,000		90,000	90,000
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			238,992	238,992
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	△81,516	8,441	328,992	337,434
当期末残高	18,484	8,441	916,727	925,168

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	143,528	143,528	△13,545	817,717	3,125	820,843
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）				16,925		16,925
資本金から剰余金への振替						—
当期純利益	9,358	9,358		9,358		9,358
自己株式の取得			△180	△180		△180
自己株式の処分			11,373	250,365		250,365
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△219	△219
当期変動額合計	9,358	9,358	11,192	276,468	△219	276,249
当期末残高	152,886	152,886	△2,352	1,094,186	2,905	1,097,092

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

貯蔵品：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① データ分析・ダッシュボード提供（分析・可視化サービス）

位置情報データの可視化ツールの提供及び行動分析した結果をレポートとして顧客に提供するサービスとなります。可視化ツールの提供については、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、提供期間にわたって収益を認識しております。レポートの提供については、顧客へ納品した時点で履行義務が充足されるものと判断し、納品時に収益を認識しております。

② 広告配信（行動変容サービス）

一般消費者向けに広告を配信し、広告の集客効果等に関するレポートを顧客に提供するサービスとなります。広告配信については、集客期間の経過に応じてもしくは広告が配信されるにつれて履行義務が充足されるものと判断し、契約期間の経過もしくは広告の配信に応じて収益を認識しております。レポートの提供については、顧客へ納品した時点で履行義務が充足されるものと判断し、納品時に収益を認識しております。

③ システム開発・運用（One to One サービス）

アプリ開発・運用、システム開発・運用、WEBサイト構築、ユーザーサポート等を提供するサービスとなります。アプリ開発、システム開発、WEBサイト構築等については、請負契約もしくは準委任契約により、成果物の納品や技術支援を提供しております。

請負契約による開発を行う取引については、一定期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、インプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度を合理的に見積ることができない契約等については、原価回収基準を適用しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

準委任契約に係る取引については、契約期間にわたって技術支援を行うことで履行義務が充足されるものと判断し、契約期間に応じて一定期間にわたって収益を認識しております。

アプリ運用、システム運用、ユーザーサポート等については、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、役務提供期間にわたって収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 46,477千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると思われる範囲内で計上しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としており、当該事業計画における主要な仮定は、売上計画を構成する案件別の受注見込額であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	3,526,400	37,800	—	3,564,200
自己株式				
普通株式	252,000	79	211,540	40,539

(変動事由の概要)

①発行済株式

a. 普通株式増加数の内訳は以下の通りであります。

 ストック・オプションの行使による増加 37,800株

②自己株式

a. 普通株式増加数の内訳は以下の通りであります。

 単元未満株式の買取りによる増加 79株

b. 普通株式減少数の内訳は以下の通りであります。

 公募による自己株式の処分 140,000株

 第三者割当による自己株式の処分 70,100株

 ストック・オプションの行使による減少 1,440株

(2) 新株予約権に関する事項

 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

 普通株式 315,360株

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	35,285千円
減価償却超過額	42,410 //
その他	1,455 //
繰延税金資産小計	<u>79,150千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	— //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△32,070 //</u>
評価性引当額小計	<u>△32,070千円</u>
繰延税金資産合計	<u>47,079千円</u>
繰延税金負債	
為替差損益	<u>601千円</u>
繰延税金負債合計	<u>601千円</u>
繰延税金資産純額	<u>46,477千円</u>

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（銀行借入等）を調達しております。資金運用は安全性の高い金融資産で行っております。現金及び預金の中には外貨預金が含まれておりますが、為替リスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。買掛金、未払金等の営業債務は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

(イ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営企画部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	104,993	104,837	△155
負債計	104,993	104,837	△155

(注1) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	104,993	—	—	—
合計	104,993	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債				(単位：千円)
区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	104,837	—	104,837

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	Beacon Bank事業
分析・可視化サービス	598,387
行動変容サービス	873,534
One to Oneサービス	604,816
顧客との契約から生じる収益	2,076,737
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,076,737

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の当事業年度の期首及び期末残高は以下の通りです。

(単位：千円)

	当事業年度期首残高	当事業年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	188,443	248,053
契約資産	4,280	4,340
契約負債	5,513	21,349

契約資産は主に、期末日時点で履行義務を完全に充足していない業務にかかる対価に関するものであり、支払いに対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は主に、契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、当期首時点で契約負債に含まれていた金額は

5,513千円です。過去の期間に充足した履行義務から当期に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	310円53銭
(2) 1株当たり当期純利益	2円69銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携及び第三者割当による新株発行)

当社は、2023年8月14日開催の取締役会において、三菱食品株式会社（以下「三菱食品」といいます。）との間で業務提携契約と株式引受契約を締結すること並びに三菱食品に対する第三者割当による新株式の発行を行うことを決議し、2023年8月31日に払込が完了しております。

1. 資本業務提携の目的及び理由

当社では、成長戦略の一つとして、消費財メーカーのマーケティングニーズを獲得していくリテールメディア戦略を掲げております。このリテールメディア戦略を実行するにあたっては、流通事業者との連携拡大とメーカーニーズの深い理解が必要であり、食品卸業界最大手である三菱食品との間で、2022年7月4日に業務提携に関する覚書を締結し、小売・食品メーカーに向けたリテールメディアサービスの共同推進に関する取組みを続けてまいりました。

1年間の共同推進の結果、本サービスが、小売・食品メーカーがともに抱える「生活者を理解し、消費者ニーズにあわせて商品の魅力を届け、効果が計測できる統合マーケティングを行いたい」という市場ニーズに合致することを両社で確認いたしました。そこでこの度、両社の協業体制をさらに強化し、取組みを加速するため、必要な資金を迅速に調達するとともに、業務提携に関する検討テーマをアップデートいたしました。

2. 資本業務提携の内容

(1) 業務提携の内容

当社及び三菱食品は、両社の保有するデータ、技術、営業ネットワーク等を活用し、小売データ・位置情報・メディアを統合したプラットフォームの構築を通じたりテールメディアネットワーク事業を共同推進してまいります。

(2) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当増資により、三菱食品に当社の普通株式 90,000株（第三者割当後の持株比率 2.55%）を割当てます。本第三者割当増資の詳細は、下記「3. 第三者割当による新株発行の概要」をご参照ください。

3. 第三者割当による新株発行の概要

払込期日	2023年8月31日
発行する株式の種類及び数	当社普通株式 90,000株
発行価額	1株当たり 4,662円
調達資金の額	419,580,000円
募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、三菱食品に全株式を割り当てます。
増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 209,790,000円 増加する資本準備金の額 209,790,000円
資金の使途	人件費及び採用費 290百万円 インフラ費用 125百万円

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年9月4日

株式会社unerry
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口 正邦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社unerryの2022年7月1日から2023年6月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年8月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2023年8月31日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月5日

株式会社unerry 監査役会

常勤監査役 神成 敦 ㊟

監査役 前川研吾 ㊟

監査役 渡邊涼介 ㊟

(注) 監査役 神成敦、前川研吾及び渡邊涼介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区西新橋一丁目6番15号 NS虎ノ門ビル
(日本酒造虎ノ門ビル) AP虎ノ門 11階 ルームB
TEL 03-3501-2109



(ご注意) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通	東京メトロ銀座線	「虎ノ門駅」(9出口)	徒歩約3分
	都営三田線	「内幸町駅」(A4出口)	徒歩約3分
	JR・東京メトロ銀座線	「新橋駅」	徒歩約8分